

一般社団法人東京都馬術連盟

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

審査項目 通し番号	原則	審査項目	現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等
1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	東京都馬術連盟は、平成31年4月1日付けで、一般社団法人に移行している。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団法人法」とする。)に基づく定款を定め、一般社団法人法等の関連法令を遵守している。
		(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	該当せず
		(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	一般社団法人として、事業運営においては、一般社団法人法以外の諸法令(条例等も含む)についてもこれを遵守している。
		(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	適切な社団法人運営のため、総会で選出された理事による理事会を組織し、理事会の決議のもと、会長、理事長等において業務執行を行う体制としている。
2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	法人への移行に伴い、今後、目指すべき基本方針を理事会において検討・策定し、総会で決議のうえ、ホームページ上にて公表する予定である。
3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	役職員倫理規程において、暴力行為等の禁止を遵守事項として定め、倫理審査委員会の設置を定めている。なお、必要に応じてコンプライアンス教育を実施している。
		(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	会員倫理規程において、暴力行為等の禁止を遵守事項として定め、倫理審査委員会の設置を定めている。指導者、競技者に関しては、指導者講習会等の各種研修を通じて団体としてのコンプライアンス教育を行っているほか、上部団体の公益財団法人東京都スポーツ協会、公益社団法人日本馬術連盟などの研修会への派遣、参加を行っている。
4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	財務・経理に関しては、会計原則に従った、公正かつ適正な処理を行っている。
		(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	国庫補助金、都補助金使用に関しては、関係諸法令(条例含む)、ガイドラインを遵守している。
		(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	顧問税理士を置き、会計処理について、随時、指導、確認を受けており、公正かつ適正な会計処理となるようなチェック体制を整えている。
5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	法令に基づく情報開示のほか、選手選考基準等の重要情報をホームページにおいて公開している。組織運営の透明性も含めた業務監査を実施し、総会において報告している。
		(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	組織運営に関して積極的な情報開示を行うために、必要な検討を行っている。